

『拾遺和歌集』 哀傷 一二八八番歌朱雀院について

山崎 正伸

『拾遺和歌集』 「哀傷」 一二八八番歌は、

朱雀院の御四十九日の法事に、かの院の池のおもにきりのたちわた

りて侍りけるを見て

権中納言敦忠

君なくて立つあさぎりは藤衣池さへきるぞかなしかりける^①

とある。そのまま読めば、天曆六年（九五二）一〇月二日の朱雀院の四十九日に詠んだ藤原敦忠の歌と言うことになる。しかし、敦忠は、天慶六年（九四三）三月七日に没しているので、朱雀院の四十九日の法事と歌詠者にはなり得ない。萩原宗固も、『拾遺和歌集増抄』の注で、

敦忠集たいこのみかとにをくれたてまつりて 君なくてたつ朝きりはふち衣いふさへ^{けはイいと}きるぞかなしかりける

私云此集詞書相違歟敦忠は朱雀院御在位天慶六年に薨給ふよしみえたれは家集醍醐のみかとにをくれたてまつりてと

侍る是ならん歟 猶可考^②

と、正保板本歌仙家集を引いて、醍醐天皇崩御のことかとしながらも、「猶考ふるべし」と、結論を留保している。現代の注釈においても、小町谷照彦氏は、新日本古典文学大系の『拾遺和歌集』の脚注で、

○朱雀院の御四十九日の法事 朱雀院は、天曆六年（九五二）八月十五日没（扶桑略記）。四十九日は、十月二日。敦忠は、天慶六年（九四三）三月七日に没しているので、作者ではない。敦忠集には、「醍醐の帝に遅れ奉りて」とあるので、醍醐天皇没時の詠作か。醍醐天皇は、延長八年（九三〇）九月二十九日没（日本紀略）。四十九日は、十一月十五日。中宮穩子が、法事を催している（日本紀略）。○かの院 朱雀院の御所。拾芥抄「三条北（南か）、朱雀西、四町。四条北、西坊城東」。○立 「藤衣」の縁語「裁つ」を掛ける。○朝霧 霧の色を、喪服の薄墨色と見る。○藤衣 喪服。霧を、その色から、喪服と見立てたもの。○きる 「着る」に、「霧る」を掛ける。▽池に立つ霧を藤衣に見立てて、朱雀院を哀悼する。³

と、敦忠集の詞書から「醍醐天皇の没時の詠作か」ともされ、また「朱雀院を哀悼する」ともされる。増田繁夫氏も、和歌文学大系の『拾遺和歌集』の脚注で、

○朱雀院―天曆六年（九五二）八月十五日、仁和寺で崩御。但し、敦忠はそれ以前の天慶六年（九四三）薨。この歌は、敦忠集・九に「醍醐の帝におくれたてまつりて」の詞書で見えるので、醍醐帝の誤りか。醍醐帝は延長八年（九三〇）九月崩御。四十九日は十一月十五日醍醐寺で行われた。○かの院―朱雀院とすれば、その退位後長く住み、おくり名にもなった朱雀院。右京の朱雀大路西・皇嘉門大路東・三条大路南・四条大路北に八町を占める歴代の後院。○藤衣―喪服。もと藤の纖維製のものをいう。ここは池面を覆う鈍色の霧を喪服に見立てた。⁴

と、「醍醐帝の誤りか」とされ、「かの院」は「朱雀院とすればその退位後長く住み、おくり名にもなった朱雀院」とも注されていて、どちらとも決定はされていない。宗固が指摘するように、『敦忠集』に拠れば、

だいこのみかどにおくれたてまつりて

九 君なくてたつあさぎりはふぢごろもいけさへきるぞかなしかりける

と、延長八年（九三〇）九月二十九日に崩御された醍醐天皇への弔意を詠んだ敦忠の作ということになる。『敦忠集』の諸本

も同じである。『拾遺和歌集』の詞書に見られるような四十九日の法事とか、朱雀院という場所とかは記されていない。

醍醐天皇崩御前後の状況を辿ると、『日本紀略』延長八年六月二十六日の条に、

廿六日戊午。諸卿侍_二殿上_一。各議_三請雨之事_一。午三刻。從_二愛宕山上_一。黒雲起。急有_二陰沢_一。俄而雷声大鳴。墮_三清涼殿坤第一柱上_一。有_二霹靂神火_一。侍_二殿上_一之者。大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣清貫衣焼胸裂夭亡。年六十四。又從四位下行右中弁兼内蔵頭平朝臣希世顔焼而臥。又登_三紫震殿_一者。右兵衛佐美努忠包髪焼死亡。紀蔭連腹燔悶乱。安曇宗仁膝焼而臥。民部卿朝臣_{清貫}載_二半部_一。至_二陽明門外_一載_レ車。希世朝臣載_二半部_一。至_二修明門外_一載_レ車。時兩家之人悉乱_二入侍_一。哭泣之声。禁止_レ不_レ休。自_レ是天皇不_レ予_一。

とあつて、清涼殿落雷以後体調を崩されたことが知られる。同書七月二日の条には、「七月二日。天皇避_三清涼殿_一。移_二坐常寧殿_一。依_二去月雷震之事_一也。」とあり、同一五日の条には、「十五日。皇上御咳病発給」と。そして、八月一九日の条には、「十九日。給_二度者一千人_一。依_二御息災之祈_一也。」とあつて、同月二五日の条には、「廿五日。右大臣於_三天台山_一令_レ讀_二金剛般若經一百卷_一。依_レ祈_二御不_レ予_一也。」と病の進行が見られる。そして、『扶桑略記』延長八年九月七日の条に、「九月七日丁卯。天皇不豫。左右大臣夜居。」とあつて、重陽の節会も、『日本紀略』に抛ると、「九月九日。己巳無_二節会_一。」と中止になつてゐる。この後の様子は、『大日本史料』第一編之六所収の『東寺長者補任』に委しいので、そこから引用すると、

李部謁王記云、延長八年七月十五日主上御惱、自九月廿一日可給行孔雀經法、主上云、発向伊勢幣使、不可出七日、齋日在近、不可於禁_{中脱力}法事、右少弁公忠奏曰、事已始行、不可停廢、將広隆寺令奉修、上件寺当養者故也、其法会、会律師為阿闍梨、請僧廿一口、七今日不断奉仕、第二日退位、結願次日御崩、

と発病から重病となり退位され崩御されたとある。崩御については、『日本紀略』に、「○廿六日丙戌。新皇(朱雀)拜_二觀先帝御所_一。○廿七日丁亥。先帝欲_レ遷_二坐朱雀院_一之間。御病甚重。移_二坐右近衛府大將曹司_一。○廿八日戊子。太上法皇(宇多)幸_二右近衛府_一。即日還_二本院_一。」とあつて、同二九日の条に、「今日。依_二太上皇不_レ予_一。大_二赦天下_一。卯刻。法皇幸_二右近衛

府。未一刻。太上皇崩給。」と、後院として用意されていた朱雀院に遷御されることなく、右近衛府で崩御されている。となると、朱雀院の池ということにも疑問が生じる。醍醐天皇の四十九日は、『日本紀略』の十一月二五日の条に、「十一月十五日。中宮奉_レ為先皇。被_レ修_二中陰齋会。」とあり、『李部王記』には、「十五日、皇后奉為先帝御七_ノ日、於醍醐寺設法会、公家仰所司、准御齋会供奉之」とあって、池は、醍醐寺の池ならともかくも、朱雀院とはならない。『大和物語』七二段に、醍醐天皇崩御の七箇月前に四四歳で薨じた同腹弟敦慶親王を悼む平兼盛の詠歌がある。

おなじ宮、おはしましける時、亭子院にすみたまひけり。この宮の御もとに兼盛まゐりけり。召しいでてもものたまひなどしけり。うせたまひてのち、かの院を見るにいとあはれなり。池のいとおもしろきに、あはれなりければよみける、

池はなほむかしながらの鏡にて影見し君がなきぞかなしき^⑩

とある亭子院は、宇多法皇の女御、醍醐天皇の継母で中宮の藤原温子の里邸であり、温子の娘で敦慶親王の室となった均子内親王が伝領し、最終的には、宇多法皇の伝領となるものの、敦慶親王のゆかりの院でもある。この時の兼盛の年齢は二六歳と推定される。^(注記)世間話の相手をする年齢としても問題はないであろう。二人の共通の場が亭子院である。醍醐天皇の場合、朱雀院は後院としての機能を果たしていないのであるから、朱雀院の池までもが、霧の喪服を着るといふ歌と詞書の状況とは一致しない。

『拾遺和歌集』諸本の作者は、藤原敦忠となつてゐる。そして、『敦忠集』にも該歌がある。片桐洋一氏の『拾遺和歌集の研究』によると、中院道茂臨模定家自筆本には、作者名「権中納言敦忠」の勘物として「天慶六年薨卅八朝忠卿歟^⑪」と作者に疑問が記されている。もとより、久曾神昇氏の『藤原定家筆拾遺和歌集』も同様である。^(注)藤原定家も作者に疑問を持つていたということだろう。敦忠と朝忠、年齢も四歳の差、極官も「権中納言」と「中納言」、「敦」と「朝」のくずし字の形も

似ている。仮名書きでは、「つ」と「き」、変体仮名で見ると、「徒・都」と「佐・散」と近いものがある。敦忠と朝忠の作者表記で、それぞれの私家集との間に問題があるものを上げると、『後撰和歌集』巻第一三・恋五に、

公頼朝臣のむすめにしのびてすみ侍りけるに、わづらふ事ありてし

ぬべしといへりければ、つかはしける 朝忠朝臣

九六二 もろともにいざといはずはしでの山こゆともこさむ物ならなくに

とある朝忠は、『後撰和歌集』諸本が朝忠としているが、『敦忠集』に、

きむよりの卿のいもうとにしのびてかよふに、わづらひてしぬべし

といひたれば

一三二二 もろともにいざといはずはしでの山こゆともこさむものならなくに

と採られている。片桐氏は、「なお、敦忠集にも見えるが、後撰集から誤って採歌したのであろう。」とされ、工藤重矩氏は、「敦忠集にも収載されているのは『あ佐』を『あ徒』の誤りによるミスであろう。」とされる。⁽¹³⁾『後撰和歌集』巻第一七・雑三の大輔と敦忠の贈答歌、

大輔がさうしに、あつただの朝臣の物へつかはしけるふみをもてた

がへたりければ、つかはしける 大輔

一二〇五 道しらぬ物ならなくにあしひきの山ふみ迷ふ人もありけり

返し 敦忠朝臣

一二〇六 しらがしの雪もきえにし葦引の山ぢを誰かふみ迷ふべき

も、『後撰和歌集』では、諸本が敦忠の歌とするが、『敦忠集』に、

人にやるふみをたいふにもてたがへたれば

一三三 みちしらぬものならなくにみよしの山ふみまどふ人もありけり
一三四 しらがしのゆきかきこえてあしびきの山ちをたれかふみまどふべき
とあるだけでなく、『朝忠集』にも、

あさただの衛ものかみ、中納言におはしける時、ほかへやりたまけるふみを、とりたがへて、たいふのきみにもてきたりけるに

一 道しらぬものならなくにあしひきの山ふみまどふ人もありけり

かへし

二 しらがしのゆきもたえにしあしひきの山ちをたれかふみまどふべき

おなじをうなに

三 あふ事を松にかかれるしらゆきのひさしきほどにきえぞしぬべき

とある。『朝忠集』の詞書の「朝忠の右衛門督」とあることからすれば、『公卿補任』によって、天徳元年（九五七）一二月二五日に任じられ、康保二年（九六五）一月八日に中風によって辞するまでこの職にあったと知られ、「中納言におはしましける時」とあるのは、応和三年（九六三）五月四日に五四歳で任じられているので、応和三年から康保二年の間のこととなる。大輔の君は、藤原穩子に仕えた女房で、保明親王の乳母の娘であるので、保明親王と同年と見てよいであろう。相手が敦忠でも朝忠でも和歌の贈答が成り立つが、『朝忠集』の詞書が正しければ、敦忠没後のことである。猶、『朝忠集』三番歌は、『新編国歌大観』を使用したので、底本が藤田美術館蔵小堀本であるが、西本願寺本によると、

たいふに

四四 あふことをまつにかゝれるしらゆはひさしきほとにきえそしぬへき^四

と大輔にとあつて、大輔との連続となっている。また、『後撰和歌集』巻第一二・恋四の

大輔がもとにつかはしける

敦忠朝臣

八九〇 池水のいひいづる事のかたければみこもりながらとしぞへにける

は、萩原宗固の『後撰和歌集増抄』では、「敦忠集不載之」とし、

古今六帖第五いひはしむ藤原ありたつ殿、哥此集に同じ《六帖二五四》 新後撰恋一為氏もらさはや山もとかけてせく

池のいひいてかたきこゝろありとも《新後撰八一四》 新葉集恋一冷泉入道前右大臣とへかしな袖のみぬれて池水の

いひいてかたき下のこゝろを《新葉六八〇》(注記)

と注しているように、『敦忠集』には無く、『古今六帖』では「ふぢはらのあつただ」と作者名が記されている。『朝忠集』には、

はじめのいや

九 いけ水のいひいづることのかたければみこもりながらとしぞへにける

とあり、西本願寺本では二一番歌として、一七番歌からの大輔との一連の贈答となっている。この歌について、片桐氏が、「▽古今六帖には敦忠の作とするが、朝忠集に見える。堀河本・坊門局筆本は作者名『朝忠朝臣』とする。¹⁵⁾とされるように、作者表記や私家集に敦忠と朝忠には揺れが生じている。同じように、『拾遺和歌集』一二八八番歌の作者を朝忠と見るならば、朱雀院崩御の天曆六年（九五二）には四三歳であった。朝忠は、『公卿補任』によると、延長三年（九二五）に「東宮侍中」とある。月日は不明なため、この東宮は六月一九日薨じた慶頼王か、一〇月二日に立太子した寛明親王かは不明であるものの、延長四年（九二六）一月七日に東宮御給により従五位下に叙せられていることから推して、東宮は寛明親王、後の朱雀天皇と見てよいであろう。¹⁶⁾そして、延長八年九月二二日の朱雀天皇即位の後、十一月一八日に五位の蔵人に補されており、天慶六年（九四三）正月七日に従四位下に叙せられるまで、一〇年以上蔵人として天皇の側近く勤めていた。¹⁷⁾そのような近い関係からか、『朝忠集』には、朱雀院崩御に関連して、

八月十五や、すぎく院のみかどかくれ給ひてのち、御四十九日の内
こもりさぶらひける殿上人人のよみあつめたりける

あさただのあそう

六七 つれづれとへにけるほどをかぞふればむかしとほくもなりにけるかな

(万代・雑六・朝忠・三七五四)

四十九日、女方いれたる

あさただ

六八 しぐれつつこず糸こず糸にうつるともつゆにおくれし秋なわすれそ

(秋風・雑下・朝忠・一三一一)

しげみつのあそうの本に、女、たれともしらで、あさただのあそう
のうたふたつがかへしをしてやる

あさただ

六九 世中はただ今日のごと思ほえてあはれむかしになりや行くらん

(続千載・雑下・朝忠・一九四四)

これは、御わざはてて十月に、しがまでしける山ごえのうた

あさただ

七〇 そほちつつ物思ふ人の行く道はながるる水ぞしるべなりける

(新千載・哀傷・朝忠・二二六九)

と、連続する。そして、

かくて、そのとしの十一月に、わか宮の御はかま、内のきせたてま

つらせ給ふに

七一 おほはらやをしほのこ松はをしげみいとどちとせのかげとならなむ

(新勅撰・賀・朝忠・四五五)

とある。これは、天曆六年(九五二)一月二八日の昌子内親王の裳着の折りの歌である。この裳着は『吏部王記』による
と、

廿八日、昌子内親王初服袴、主上親結腰給、其膳物從御厨子所弁備之、(中略)朱雀院并殿上男女官饗、其侍臣十余

人召弘徽殿南廊給酒肴、中宮職給禄¹⁸、

とあつて、村上天皇が袴着の腰結をされている。『拾遺和歌集』卷第二〇・哀傷に、

朱雀院、うせさせ給ひけるほどちかくなりて、太皇太后宮のをさな

くおはしましけるを見たてまつらせたまひて

御製

一三三三 くれ竹のわが世はことに成りぬともねはたえせずもなかるべきかな

と、三〇歳で亡くなる朱雀院が、三歳の愛娘を残して逝く思いが吐露されている。この歌は、『朱雀院御集』には、

御やまひおもくならせ給ひて、太皇太后宮のいまだをさなくおはし

ましけるを、みたてまつらせたまひて

一六 くれ竹のわが世はことになりぬともねはたえせずもなかるべきかな

と重病となつての歌で、『大日本史料』所収の「石清水文書」によると、天曆六年（九五二）一月二七日のこととして、「去

月廿七日^{与利}御惱^{忽重志弓}、平癒未期^寸」とあつて、同文書の続きとして、二月八日には、

如此非常^{乃災難乎}は、大菩薩厚護^{尔依豆奈牟}可^可除^支、故是以從四位下行右馬頭藤原朝臣季方^乎差使^{天奉}出給^布、掛畏^{支大}

菩薩。平具此由^{遠知食天}、不廻時日^寸、御惱^乎令除愈給^比、夜守日守利、常磐堅磐^尔、護幸へ給へと、恐^{美恐美も}、申給しと申

天曆六年二月八日¹⁹

と、朱雀上皇の病氣平癒を祈っている。「続伝燈広録」には、「藤皇太后穩子、〈中略〉天曆六年三月十日、請東院定助而受法、

上皇俱作三礼、在仁和別院、善護金剛乘觀練薰修、不記薨年矣、」と権律師定助から法を受け、「醍醐寺雜事記」によると、

吏部王記云、〈中略〉天曆六年三月十四日、晡^亥時、太上天皇落飴入道、延曆寺座主権大僧都延昌為和上、法性寺

座主権律師鎮朝為親教師、剃御髮、運照阿闍梨、勢祐已講為唄師、上皇語絶、己經九日、傍人受戒云々、

と一四日には受戒している。また、『河海抄』には、

吏部王記云天曆六年八月廿七日マ太上天皇乳母加賀命婦告送云院御惱弥重諸人申遷宮可宜之由去月一日參二条院依物忌立西門外案内之去廿七日八九日御惱危急卅日晚以後頗平復云々 六日從今夜上皇御惱漸篤十三日此晚上皇悶絶良久云々 入夜院近臣告御惱重由亥剋重參同十四日落飴入道⁽²⁰⁾

とあつて、一進一退の様子が窺えるが、このような状況下での詠であつたのだろう。

『拾遺和歌集』哀傷部には、この最期に近い頃、幼い愛娘の行く末を案じた朱雀院の歌と、問題にしている朱雀院の四十九日の歌の二首が収められている。それも、二首とも『拾遺抄』にはなく、花山院がに増補した歌である。

朱雀院の池については、『能宣集』の西本願寺本には、

朱雀院の池にて、これかれふねにのりてあそび侍るに、かちとりに

かはり侍りて

四四九 水なればあまのがはにもかよふらむいざさしのぼれ月ちかくみむ

とあり、書陵部蔵所本二九四番歌の詞書には、「朱雀院のつりどののふねにのりて、これかれあそぶ。かちとりにかはりて」とあつて、南池に釣殿があり船着き場も設けられていたようである。その池の水面が霧に覆われているというのが、『拾遺和歌集』一二八番歌の詞書となる。しかし、前述してきたように、醍醐天皇は、右近衛府大将曹司で崩じられている。この時の右大将は、叔父であり女御能子の父である藤原定方であつた。朱雀院を後院とされる用意はあつたものの、朱雀院には住していない。朱雀院とする撰者花山院と何かの関連があるのだろうか。

以前に『拾遺和歌集』巻二十哀傷部巻頭四首の詠歌の場をめぐつて⁽²¹⁾を書いた時に、藤原慶子のことが気になつたが、そのままになっている。

少し、余談に付き合つていただききたい。昔話を挿入させていたのだが、最後の年だからとお許し願いたい。それは、益田

勝実氏の『火山列島の思想』の新装版あとがきに、

初版のとき、「心の極北」の皇子・童子と並べて書きたかったのは、

朱雀院の御時入内の後、いかなる事かありけん、清慎公のもとへ遣はしける

女御藤原慶子

身の憂きに思ひ余りの果て果ては親さへつらきものにぞありける

（『玉葉和歌集』巻第一三）

という、親を深く怨む歌を残している人のことだった。うまく書けず、投げ出したままになっている。

朱雀院の女御になった人だが、夫の天皇は、わずか二十四歳で、弟の村上天皇に讓位させられてしまった。祖父藤原忠平・父実頼らの画策と思われる。退位後も、除目の夜、弟の天皇とともに任免を行なおうと望んで、参内を門前ではばまれるなど、この人が親を怨んだことの内実を想像させることがあるが、どうも満足できる資料が揃わない。

摂関政治期の、政策の道具として結婚させられた后妃のことが書ききれないというのが、残念だ。

この歌が、ずっと後、中世の『玉葉和歌集』になってやっと出てくること、それまでどこにどうしていたか、恋の歌のなかに紛れ込んでいるのも気にかかる。

一九八二年二月七日

益田勝実²²

とある。これは、装丁を変えて再版された時に、書かれたものである。早くこれを目にしていたらと思う。新装版は、勝手に同じ物と決めて、購入しなかった。昭和四三年の初版本は、昭和四四年に大学に入学し、この本を知った時には、貧乏学生には買えない古本価格になっていた。その後、東急東横線の新丸子駅近くの、甘露書房の書架の片隅に、手頃な値札がついた『火山列島の思想』を見つけた。表紙見返しに、「乞大斧 益田勝実」と筆書きされた小簽が貼られているのを目にした時の、驚きと喜びを今も覚えている。その思いが、新装版の購入も、手に取ることもさせずにいた。文庫本は、こ

れだったら、講義時に先輩の本と紹介し、購入を勧められると思つて手に取つた。そして、上記の「あとがき」を見つけた。益田氏は、答えを見つけれられたのだろうか。

以前に、皇孫慶頼王立太子と穩子立后について書いた時にも、

摂関家を引き継ぐ忠平にしても盤石な体制を築きあげているとは言えない。また、朱雀天皇は、延長元年七月二四日誕生であるから、この時穩子の懷妊は分かっていただろう。このような状況の中で、立太子が執り行われなければならなかつた。忠平が摂関家の権力を継承するためには、時平の女仁善子が生んだ皇孫慶頼王を皇太子に立てなければならなかつた。親母を皇太夫人にということこれまでの例を、故前皇太子之保明親王の親母ということでも穩子立后を凶らなければならなかつた。保明親王の六七日以前という時に立后を急いだのは、皇孫慶頼王の立太子のためであつたと推量する。⁽²³⁾

と書いたものの、寛明（朱雀）が穩子の所生として釈然としなかつた。また、讓位についても、『朱雀院御集』に、

おりぬさせ給ひける日、雨のふりければ、よみてたてまつらせ給ひける

一二 日のひかりてりそふ今日のしぐるるはいづれのかたの行へなるらん

中宮のおほん返し

一三 しら雲のおりぬるかたや時雨るらんおなじみやまのふもとながらに

とあつて、『大鏡』では、

母后の御もとに行幸せさせたまへりしを、「かかる御有様の思ふやうにめでたくうれしきこと」など奏せさせ給たまひて、「今は東宮ぞかくて見聞こえまほしき」と申させたまひけるを、心もとなく急ぎ思し召しけることにこそありけれとて、

ほどもなく譲り聞こえさせたまひけるに、後の宮は、「さも思ひても申さざりしことを。ただゆく末のことをこそ思ひしか」とて、いみじう嘆かせたまひけり。さて、おりさせたまひて後、人々の嘆きけるを御覧じて、院より後の宮に聞こえさせたまへりし、国譲りの日、

日のひかり出でそ今日のしぐるるはいづれの方の山辺なるらむ

後の宮の御返し、

白雲のおりある方やしぐるらむおなじみ山のゆかりながらに

などぞきこえはべりし。院は数月、綾綺殿にこそおはしまししか。後は少し悔い思し召すことありて、位にかへり即つかせたまふべき御祈などせさせたまひけりとあるは、まことにや。

とある。讓位以前を遡つて見ても、讓位をしなければならぬような、疾病の記事や、陽成天皇のような問題行動も見られない。『貞信公記』天慶九年四月二〇日の条に、「廿一日、庚辰、有讓位宣命、事了今上降殿拜舞、則辭讓表奉於天皇、令不許今日雨議也」とあつて、天気も一致する。そして、『九曆』の天曆四年（九五〇）六月二六日の条に、

重奏云、太上天皇遜位之後、不可一日留禁中、而去天慶九年四月禪位之後、上皇猶御弘徽殿、至七月御出於朱雀院、是則依夏三月南方王相也、又皇后数日不可住人家、而當今太后者、延長元年四月立后、住太政大臣五条家之間、即識、至十月移御主殿寮、是亦雖無慥例、有新議被行云々、以是謂之、當時之定、無殊難歟、若猶可有其難、先造設居處、可被行其事歟、

と、讓位後も宮中に留まっていたのには、「夏三月南方王相也」と理由がある。天慶九年（九四六）四月二〇日に讓位であるから、『簾中抄』に「夏三月、南ふたかる、立夏四月節巽王離相 夏五月中離王坤相」と、確かに王相塞がりである。しかし、『貞信公記』の天曆元年（九四七）四月一五日の条に、「十五日、行幸朱雀院、昨曉中宮有重煩給、仍欲幸彼院」とあり、『日本紀略』にも、「十五日庚午。天皇幸朱雀院。依太后御惱也。皇輦出宮之間。雨脚不_レ休。入_レ夜還宮。今日有

「沙汰」不_レ出_二御天一太_一白_方。」と村上天皇が朱雀院に行幸している。ここには、太白神については記されているが、王相方は記されていない。『日本暦日原典』によると、四月一〇日が立夏となる。³⁰前記した『貞信公記』記事に拠ると、宮中から朱雀院は王相方塞がりということになる。村山修一氏は、「王相は月塞りの禁忌で春三月東塞り、夏三月南塞り、秋三月西塞り、冬三月北塞り、方違は他人の家で十五日違うと云うが。十一世紀はまた左程嚴重には守られていない。」³¹とされる。王相方は、それが理由になつたりならなかつたりするのだろうか。それにしても王相方違もあるのだから、三ヶ月に亘つて宮中に留まることは不自然に思われる。やはり不本意な讓位だったのではないだろうか。

朱雀天皇が讓位した時、慶子の推定年齢であるが、村上天皇に入内した述子が一四歳で、『律令』の「第四戸令第八」の「凡そ男の年十五、女の年十三以上にして、婚嫁聴せ。」³²を待つてのこととすれば、慶子も同じくらいと推定されよう。あくまでも推定年齢だが一九歳で、後宮を離れることとなる。慶子が後院の朱雀院に住したことがあることは、『後撰和歌集』卷第二・春中の

朱雀院のさくらのおもしろきことと延光朝臣のかたり侍りければ、

見るよしもあらましものをなど、むかしを思ひいでて 大将御息所

六一 さきさかず我になつげそさくら花人づてにやはきかんと思ひし

とある。詞書の「見るよしもあらましものをなど、むかしを思ひいでて」と、歌からすれば、慶子は朱雀院での生活があつて、朱雀院の桜を知っていたと考へて良いであろう。そして、朱雀院を離れ里邸に戻っていたということであろう。朱雀天皇が讓位すれば、朱雀の後宮は解体して、醍醐天皇が崩御して、醍醐の後宮が解体したおりの女御能子の『続古今和歌集』卷第一六・哀傷の

延長八年九月、右近府大将曹司にいでさせ給ひける時、女御更衣み

なまかりいで侍りければ、うへのつばねの障子にかきつけ侍りける

延喜女御三条右大臣娘

一三九五 あきかぜにたぐふこのはのいまはとておのがちりぢりなるぞかなしき

とあるように、それぞれが里邸に戻る。しかし、女御熙子女王の母、藤原仁善子は『本朝世紀』天慶八年（九四五）一二月一九日の条に、「今夜。正五位下藤原朝臣仁善子卒。仁善子者。故贈太政大臣第一女。先々坊御息所。王女御母也。」と、朱雀天皇讓位の一年前に亡くなっていたので、母の元の下がると言うことはなかったのではないだろうか。『大和物語』六一段の「亭子院に、御息所たちあまた御曹司してすみたまふ」のように、朱雀院に住していたのではなからうか。遅れて七月に朱雀上皇は朱雀院に移御している。その後、女御熙子女王は、天曆四年（九五〇）五月五日に没している。その折りの朱雀上皇の歌は、『玉葉和歌集』巻第一七・雑四の二三四七番歌と、『延喜御集』と『朱雀院御集』にある。『延喜御集』による。

朱雀院の御門、あにの御ぜぼうのおほんむすめまゐり給て、やう女

御ときこえて、かぎりなくときめきたまけるほどに、うせ給にけれ

ば、かぎりなくおぼしわびて

三六 ひとりねに有りしむかしのこひしくてなほなきとこをもとめつるかな

とある詞書からも、熙子女王に対して寵愛が深かったことが知られる。改めて、『朱雀院御集』から、熙子女王関係の歌を掲示すると、

女御しもにさぶらひけるころ、給はせける

六 たまぼこのみちははるかにあらねどもうたて雲ぬにまどふころかな（新古今・恋四・一二四八）
御返し

七 おもひやるころは空にあるものをなごか雲ぬにあひみざるらん（新古今・恋四・一二四九）

女王に、秋のころ

八 からくしておもひわする恋しさをむしの声声おどろかすかな

みやす所に

一〇 ほととぎすなく一こゑにあけぬればあやめもしらぬ心ちこそすれ

おなじみやす所のうせ給へるころよませたまへる

一一 ひとりねにありしむかしのおぼほえて猶なきからをもとめつるかな(玉葉・雑四・二三四七、延喜三六)

とある。一一番歌の第四句「猶なきからを」は、『玉葉和歌集』や『延喜御集』の「なほなきとこそ」の「とこ(止己)」を「から(可良)」と誤写したものである。この一連の和歌からも女御熙子女王への情愛が深かったことが知られる。しかしながら、翌年の天曆五年一〇月九日に没した慶子に關わる歌が見られない。『延喜御集』には、

みかどちひさくおはしまして、をかしきこともすくなかりけるを、

御かうぶりし給て、本院女御をの宮の御むすめまゐり給て後、いかがお

ぼしめしけむ。ちちおとどの御もとに

三二 身のうきにおもひあまりのはてははおやさへつらき物にざりける

返し

三三 かぎりなきころにかなふ身ならねばこそもいかがはうらみざるべき

此御門は。女の御ために。なさけなくなんおはしましける

とある。「みかどちひさくおはしまして」とあるのは、延長八年(九三〇)九月二二日に「先帝逃_レ位。讓_二皇太子_一。年八。」(『日本紀略』)とある朱雀天皇のことで、「御かうぶりし給て」というのは、承平七年(九三七)一月四日に「天皇於_二紫宸殿_一。加_三元服_一。年十五。」(『日本紀略』)であるが、問題は、「本院女御をの宮の御むすめまゐり給て」であろう。元服の後、

二月一九日に入内したのは、「以_二文献彦太子女熙子女王_一為_二女御_一。」(『日本紀略』)である。本院とは、時平の邸第で、熙子女王の母である仁善子の母を『平安時代史事典』は「廉子女王か」とする。廉子女王は本康親王の娘で保忠の母であつて、仁善子の母とするには年齢的に難があるように感ずる。『大和物語』一四段では、在原棟梁の娘で藤原敦忠の母を「本院の北の方」と呼称する。敦忠の妹では保明親王皇太子妃として、延喜一六年(九一六)一〇月二二日の保明親王元服時に入侍した(『西宮記』・『北山抄』など)年齢に無理があるが、敦忠の姉として延喜三年頃の誕生であれば、年齢的には不都合はない。どちらにしても決定づけるような史料を見つけていない。仁善子を本院の女御と呼称することは、母親が廉子女王であつても、棟梁の娘であつても不都合はないが、熙子女王を本院の女御と呼称することはないだろう。何らかの混同があるのではなからうか。「をのの宮の御むすめ」「ちちおとどの御もとに」とあるのであるから、朱雀天皇女御の慶子から父親実頼への恨み言ということである。『大和物語』五一・五二段に、

齋院より内に、

おなじえをわきてしもをく秋なれば光もつらくおもほゆるかな

御返し、

花の色を見ても知りなむ初霜の心わきてはおかじとぞ思ふ

これも内の御返し、

わたつうみのふかき心はおきながらうらみられぬるものにぞありける⁸⁵

と、宇多天皇の愛情が平等に行き届いていないと訴える君子内親王とのやりとりである。慶子の場合、妹述子とのこととしては年齢差がある。やはり、朱雀天皇の寵愛が熙子女王に対して深かったところへ、入内することになった悲しみか。あるいは、朱雀天皇退位に関わる問題がまだ奥底に隠れているのか、まだ論証することができていない。

少し脇道にそれたが、花山院が、『拾遺抄』から『拾遺和歌集』へと増補するにあたって、朱雀院の四十九日の哀悼の歌

として入集したのは、「おりぬのみかど」としての花山院の思いだったのではあるまいかと想像している。

注

- (1) 『新編国歌大観』一角川書店 昭和五八・二 以下、和歌引用は特に断らない限りすべて『新編国歌大観』による。
- (2) 『拾遺和歌集増抄の本文と研究』二松学舎大学東洋研究所、研究成果報告書第一、平成二三・三、五二七頁。
- (3) 新日本古典文学大系7『拾遺和歌集』岩波書店、一九九〇・一、三七六頁。
- (4) 和歌文学大系32『拾遺和歌集』明治書院、平成一五・一、二四七頁。
- (5) 新訂増補国史大系『日本紀略』第三(後篇) 吉川弘文館、昭和五四・一、二九頁。
- (6) 新訂増補国史大系『扶桑略記』第二四裏書 吉川弘文館、昭和四四・二二、二〇九頁。
- (7) 『大日本史料』第一編之六、東京大学出版会、昭和四四・二二、二八一・二八二頁。
- (8) 新訂増補国史大系『日本紀略』第三(後篇) 吉川弘文館、昭和五四・一、三〇頁。
- (9) 『史料纂集』統群書類従完成会、昭和四九・七、四六頁。
- (10) 高橋正治校注・訳『新編日本古典文学大系』12、小学館、一九九四・二二、三〇二頁。
- (11) 『拾遺和歌集の研究』大学堂書店、昭和四五・一一、二〇六頁。
- (12) 『藤原定家筆拾遺和歌集』別巻 汲古書院、平成一一・一、二二三頁。
- (13) 片桐洋一校注『後撰和歌集』新日本古典文学大系6 岩波書店、一九九〇・四、二八三頁。
- (14) 工藤重矩校注『後撰和歌集』和泉古典叢書3 和泉書院、一九九二・九、三四〇頁。
- (15) 『私家集大成』中古I 和歌文学研究会編、明治書院、昭和五七・一一、三八五頁。
- (16) 片桐洋一校注『後撰和歌集』新日本古典文学大系6 岩波書店、一九九〇・四、二六一頁。
- (17) 新訂増補国史大系『公卿補任』天曆六年の条、吉川弘文館、平成三・一一、一九三頁。
- (18) 『藏人補任』統群書類従完成会、平成一・六、五五頁〜六〇頁。
- (19) 『史料纂集』統群書類従完成会、昭和四九・七、一六九・一七〇頁。
- (20) 『大日本史料』第一編之九、東京大学出版会、昭和四五・二二、八〇五・八〇六頁。
- (21) 『大日本史料』第一編之九、東京大学出版会、昭和四五・二二、八〇九・八一〇頁。『紫明抄河海抄』玉上琢彌編・山本利達・石田穰二校訂、角川書店、昭和五三・八、四六二頁下。
- (22) 『二松学舎大学人文論叢』第四十五輯、平成二・一〇。
- (23) ちくま学芸文庫『火山列島の思想』筑摩書房、一九九三・一。
- (24) 『源氏物語』桐壺朝のこと —『源氏物語』の藤壺宮の立后と『大和物語』五段の藤原穩子の立后を巡って— 二松学舎大学論集第五七号、平成二六・三、九・一〇頁。
- (25) 橘健二・加藤静子校注訳『新編日本古典文学全集』34 小学館、一九九六・六、三七九頁。
- (26) 『大日本古記録』岩波書店・昭和三二・三、二二八頁。
- (27) 『大日本古記録』岩波書店・昭和三三・三、一九四頁。
- (28) 『古事類苑』「方技部」吉川弘文館、昭和五二・二〇、二七四頁。

- (28) 『大日本古記録』岩波書店・昭和三二・三、二四五頁。
- (29) 新訂増補国史大系『日本紀略』第三(後篇) 吉川弘文館、昭和五四・一、四九頁。
- (30) 内田正男編著、雄山閣、昭和五〇・七、一八一頁。
- (31) 平安時代の文学と生活『平安時代の親交と生活』『陰陽道』平成四・一、九一頁上。
- (32) 『日本思想大系』3 岩波書店 一九七六・一二、二三三頁。
- (33) 新訂増補国史大系『本朝世紀』、吉川弘文館、昭和三九・一〇、一一〇頁。
- (34) 高橋正治校注・訳『新編日本古典文学全集』12、小学館、一九九四・一二、二九三頁。
- (35) 高橋正治校注・訳『新編日本古典文学全集』12、小学館、一九九四・一二、二八六・二八七頁。
- (注記1)
- A 延喜 五年(九〇五) 生―享年八六歳という推定によると、二六歳。
- ① 中村忠行「村上・円融朝に於ける一歌人の生涯(一)」「山辺道」十四号 昭和四三・七
- ② 山口 博「専門歌人たち(四) 平兼盛」「王朝歌壇の研究」宇多醍醐朱雀朝篇 桜楓社 昭和四八・一一
- ③ 山崎正伸「『大和物語』における平兼盛章段の意義―平兼盛伝の再検討を軸として―」『二松学舎創立百十周年記念論文集』昭和六二・一〇
- B 延喜 九年(九〇九) 生―享年八二歳という推定によると、二二歳。
- ④ 藤岡忠美「平兼盛伝記考」『平安和歌試論―三代集時代の基調―』桜楓社 昭和四一・二
- C 延喜一〇年(九一〇) 一五年(九一五) 生―享年七八歳という推定によると、一六歳から二二歳の間。
- ⑤ 工藤重矩「平兼盛の系譜―王氏・平氏の説をめぐって―」『語文研究』四四・四五号 昭和五三・六
- D 延長四年(九二六) 生―享年六五歳という推定によると、五歳。
- ⑥ 増淵勝一「平兼盛伝をめぐる一・二の問題」『並木の里』九号 昭和四九・四
- と、四説に分けられるが、Dについては、梨壺の五人や源重之との関係などからも考えがたい。他のA・B・Cであれば、敦慶親王との関係があっても不思議ではない。
- (注記2) 『拾遺和歌集増抄の本文と研究』二松学舎大学東洋研究所に引き続き、全二〇巻の翻刻本文と地名索引・人名索引・書名索引を平成二二年(二〇〇九)に用意したが、研究成果報告書の形態が個人申請ではなくなって、そのままとなっている。

朱雀院関係年表

年号	西暦	醍醐	穩子	朱雀	慶子	述子	村上	熙子	朝忠	敦忠	延光	備	考
15	5	31	31						6	10			
延喜16	6	32	32						7	11			10月仁善子入侍推定14／保明親王14
17	7	33	33						8	12			3月貴子入侍15
18	8	34	34						9	13			
19	9	35	35						10	14			
20	920	36	36						11	15			
21	1	37	37						12	16			
22	922	38	38						13	17			慶頼王生
延長1	923	39	39	1				2	14	18			3月21日東宮保明薨21 4月29日慶頼王東宮3 7月24日寛明(朱雀)生
2	4	40	40	2				3	15	19			
3	5	41	41	3				4	16	20			
4	6	42	42	4	推定			5	17	21			朝忠東宮時中 6月18日東宮慶頼王薨5 7月21日寛明親王立太子3
5	7	43	43	5			1	6	18	22			1月7日朝忠從五下(東宮御給)
6	8	44	44	6			2	7	19	23			源延光生
7	9	45	45	7			3	8	20	24			
8	930	46	46	8			4	9	21	25			9月22日讓位9月29日醍醐天皇崩御
承平1	1			9			5	10	22	26			
2	2			10			6	11	23	27			
3	3			11			7	12	24	28			
4	4			12			8	13	25	29			
5	5			13			9	14	26	30			
6	6			14			10	15	27	31			
7	7			15			11	16	28	32			1月4日朱雀天皇元服15 2月熙子女御推定15・16
天慶1	938			16			12	17	29	33			
2	9			17			13	18	30	34			8月27日敦忠任参議
3	940			18			14	19	31	35			2月15日成明(村上)元服15
4	1			19			15	20	32	36			1月7日朝忠從五下2月22日慶子入内推定14 7月16日慶子女御
5	2			20			16	21	33	37			
6	3			21			17	22	34	38			1月7日朝忠正五下從四下 3月7日敦忠没38
7	4			22			18	23	35				4月22日成明(村上)東宮19
8	5			23			19	24	36				9月5日藤原仲平歿12月19日藤原仁善子没推定43
9	6			24			20	25	37				4月20日讓位24 4月28日村上天皇即位21 述子入内12月25日女御14
				24			21	24					

年号	西曆	醍醐	嵯子	朱雀	慶子	述子	村上	熙子	朝忠	敦忠	延光	備考
天曆 1	947		63	25	20	15	22	26 25	38		21	10月5日述子没 15
2	8		64	26	21		23	27 26	39		22	
3	9		65	27	22		24	28 27	40		23	5月5日朱雀上皇女御熙子女王没推定 28・29
4	950		66	28	23		25	29 28	41		24	1月30日朝忠左中将 10月9日慶子没推定 24
5	1		67	29	24		26	推定	42		25	8月15日朱雀院崩御 30 12月1日朝忠任参議
6	2		68	30	推定		27		43		26	1月29日参議朝忠兼備前守
7	3		69				28		44		27	1月29日参議朝忠兼備前守
8	4		70				29		45		28	1月2日 5 参議朝忠兼大式 3/大式辞退
9	5						30		46		29	
10	6						31		47		30	1月7日参議朝忠正四下 /27 兼讃岐守
天德 1	957						32		48		31	12月25日参議朝忠兼右衛門督為别当
2	8						33		49		32	1月30日参議朝忠右衛門督别当兼備中守
3	9						34		50		33	
4	960						35		51		34	1月24日参議朝忠右衛門督别当兼伊與守 5月4日 師輔薨
応和 1	961						36		52		35	12月2日参議朝忠右衛門督别当伊與守從三位
2	2						37		53		36	10月18日尚侍貴子没 59
3	3						38		54		37	5月4日中納言朝忠右衛門督别当伊與守
康保 1	964						39		55		38	4月11日表願空能子没
2	5						40		56		39	10月中国不従事 11月8日辞右衛門督别当。依中風也
3	6						41		57		40	12月2日朝忠没
4	7						42				41	5月20日村上天皇不子 5月25日村上天皇於清凉殿崩御 42
安和 1	968										42	

